

# 俯瞰的整理を通じた「小さな拠点」の立地分析 —生活の礎としての機能に着目して—

谷口 守<sup>1</sup>・山根 優生<sup>2</sup>・越川 知紘<sup>3</sup>

<sup>1</sup>正会員 筑波大学大学院教授 システム情報系 社会工学域 (〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1)  
E-mail: mamoru@sk.tsukuba.ac.jp

<sup>2</sup>非会員 筑波大学大学院 システム情報工学研究科 (〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1)  
E-mail: s1520509@sk.taukuba.ac.jp

<sup>3</sup>非会員 筑波大学 理工学群 社会工学類 (〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1)  
E-mail: s1211254@sk.taukuba.ac.jp

人口減少の進む地方部の持続可能な地域構造が検討される中、日常生活に必要な機能を集積させた「小さな拠点」の形成に対し2015年6月の地域再生法改正により制度・財政的支援が決定した。本研究では既存の小さな拠点について主成分分析とクラスター分析を用い俯瞰的整理を試みるとともに既存の小さな拠点とその候補地としての生活利便施設集積地とを併せて空間的な分布の把握を行った。結果、立地施設等での小さな拠点間の特徴的な差異の存在、既存の小さな拠点・既存の類型に合致する潜在的なものおよび既存の類型とは分けて考えるべきものの存在が明らかとなった。今後設定が進むと考えられる小さな拠点についてその乱立の危険性を示しており、これを防ぐためにも小さな拠点に対する普遍性のある基準等がさらに必要になると考えられる。

**Key Words :** Compact living base, regional structure, daily facilities, depopulation

## 1. はじめに

少子高齢化に伴う人口減少時代に突入した日本にとって持続可能な都市・地域構造の実現は重要かつ喫緊の課題である。都市部については2014年の改正都市再生特措法における立地適正化計画により都市の拠点となる「都市機能誘導区域」を設定し都市施設の誘導による集約が目指されることとなった。一方、地方部では日常生活に必要な機能の確保すら難しくなる地域の存在が指摘されるなど都市部とは異なった問題を抱えていると言える。こうした中、2014年に取りまとめられた国土のグランドデザイン2050<sup>1)</sup>において「コンパクト+ネットワーク」という構想下で診療所や商店のような日常生活に必要な機能を一定の範囲に集積させた「小さな拠点」の形成と周辺の集落からのアクセス確保により生活の持続可能性向上を図る政策が示された。全国総合開発計画に代表される「国土開発」の時代から国土形成計画へと移行し「国土維持」が必要とされる時代へと移り変わった象徴的政策であると言えよう。2015年6月には地域再生法改正により地域再生土地利用計画による地域再生拠点（小さな拠点）形成のための施設の立地誘導が可能となると

同時に国からの財政的支援の対象となった。こうした小さな拠点をめぐる経緯は小田切ら<sup>2)</sup>にも整理されている。

一方で、小さな拠点の名称は用いていないものの国の意図と同様に生活サービス機能の集積による周辺地域の日常生活確保を目指す取り組みは地方自治体でもすでに行われている。例えば高知県の集落活動センター推進事業<sup>3)</sup>は廃校小学校舎や集落集会所等とその周辺を拠点とし近隣集落と連携を図りながら地域の問題に取り組むものとして実施され、2014年11月時点では県内14か所が設定されている。また市町村も都市計画マスタープラン（以下MP=マスタープラン）により「地域拠点」等の名称で独自に拠点を設定している。

以上のとおり複数の主体が独自に小さな拠点およびそれに類するものを設定する状況が近年急速に生まれている。こうした状況下で行われた国土形成計画に関するシンポジウム<sup>2)</sup>では小さな拠点の規模や中心的な求心力について「著しい多様性」がありその整理の必要性が認識されている一方で、改正地域再生法による小さな拠点の財政的支援に触れ、自治体による予算獲得を目的とした無秩序な小さな拠点の設定が行われる危険性も指摘されている。このままでは、ややもすれば地域によっては小

小さな拠点が乱立し、あるいは本来必要な拠点設定が全くなされないケースも想定され、期待される役割を果たしえない可能性がある。小さな拠点への国の財政的支援が始まる一方でその扱いに一定の基準さえ見えない現時点において、現状を俯瞰的に捉えることは緊急度の高い極めて重要なテーマであるといえる。

以上のような問題意識に基づき、本研究では小さな拠点およびそれに類するものの俯瞰的整理および地方部における生活利便施設分布の分析を通して今後の小さな拠点設定・形成の一助とすることを目的とする。この目的を達成するため、本稿では国・地方自治体が設定する小さな拠点およびそれに類する拠点を抽出し、各拠点の特性を表現する変数群を整理する。さらに主成分分析を通じて小さな拠点の特性を7の主成分軸に集約し、あわせて小さな拠点の類型化を行い、類型ごとに生活の礎となる施設の存在状況を確認することで小さな拠点全体の特性考察を重ねる。最後に過疎の進む地方部を抽出し生活利便施設分布の分析を通して既存の小さな拠点と小さな拠点候補地の立地状況を検討する。

## 2. 本研究の位置づけ

### (1) 既存研究の整理

1930年代のクリスタラーの中心地理論以来、理論的には多くの歴史的蓄積がみられる<sup>4)</sup>。近年の実証的研究では拠点の階層性に着目した高見ら<sup>5)</sup>や、市区町村MPで設定された拠点に着目した石原ら<sup>6)</sup>、肥後ら<sup>7)</sup>がある。こうした研究のように都市部を主たる対象としたものは数多く存在する一方で地方部に焦点を当てた研究は少ないが、小規模中心地振興の重要性を説いた森川<sup>8)</sup>や中山間地域における小さな拠点の必要性を論じた藤山<sup>9)</sup>がある。また近年では特定の事例に関する研究は行われるようになってきており、道の駅の地域拠点としての機能に着目した山本ら<sup>10)</sup>や、海外においてもFriedman<sup>11)</sup>の事例研究がある。しかしながら包括的・俯瞰的視点から小さな拠点の性質や立地を定量的に捉える研究はその重要性・緊急性に関わらず未だなされていない。

表-1 調査対象事業・計画一覧

指定者	事業・計画名	分析対象小さな拠点名	N (重複有)	
国	国土交通省	小さな拠点づくり事業	・岡山県新見市哲西周辺(道の駅) ・広島県東広島市小田周辺(廃校活用)	30
	総務省	集落ネットワーク事業	・山形県川西町吉田周辺(集会所) ・兵庫県宍粟市千種町鷹巣周辺(廃校活用)	5
都道府県	高知県	集落活動センター推進事業	・高知県四万十市大宮周辺(廃施設活用) ・高知県梼原町松原周辺(集会所)	14
	和歌山県	過疎集落再生・活性化支援事業	・和歌山県白浜町市鹿野周辺(役所支所) ・和歌山県有田川町板尾周辺(診療所)	13
市町村	都市計画	マスタープラン	・熊本県人吉市人吉駅周辺(鉄道駅) ・愛媛県今治市玉川周辺(役所支所)	44

手法としても、日常生活の持続可能性を生活利便施設分布から論じた森永ら<sup>12)</sup>や海道<sup>13)</sup>、宮木ら<sup>14)</sup>があるが、施設と拠点とを直接関連付ける視点は不足している。

### (2) 本研究の特長

以上のことから、本研究はその位置づけおよび内容として以下の特長を有する。

- 1) 「小さな拠点」形成が法制化され国からの財政的支援も始まることから準備対応が急がれる。にも関わらず不足している俯瞰的整理を行っており適時性が高い。
- 2) 「小さな拠点」という名称を用いた拠点のみでなくそれに類する拠点も工夫して分析に加える横断的な検討を行っており独自性が高い。
- 3) 既存の小さな拠点のみでなく潜在的小さな拠点も含めて空間的な立地を示すことで今後の小さな拠点設定への重要な視座を提供している。
- 4) 都市施設の立地をポイントベースで把握し分析を行うことで制度の高い分析を可能としている。また、この分析は全国へ適用可能な汎用性の高さを持っている。

## 3. 使用データ・分析方法

### (1) 用語の定義

本研究においては「地方部」を「東京区部および政令指定都市とその都市圏以外の地域」とした。また「小さな拠点」を「地方部の都市的土地利用が行われる土地(市街化区域)外において生活利便施設が一定範囲に集積した地区、または集積を目指して取り組まれている地区」とした。なお、市街化区域内は小さな拠点より立地適正化計画が優先されると予測されるために除いた。

### (2) 調査対象

既存の小さな拠点を横断的に分析するために、各主体が2014年11月時点で設定する該当事例を以下のとおり選定した(表-1)。ほとんどの地方自治体では小さな拠点の名称を用いていないため上記の小さな拠点の定義に該当するものを下記の通り分析対象として抽出した。

- 1) 国：閣議決定された「骨太方針2014」<sup>15)</sup>内の過疎地域等における基幹集落を中心としたネットワーク化による地域発展を目指す実現方策として明記された2事業で小さな拠点とされたもの全て。
- 2) 都道府県：都道府県の特徴的・先進的政策を蓄積する全国知事会先進政策バンク<sup>16)</sup>に登録された政策から同会先進政策創造会議にて優秀政策に選定された約200政策のうち小さな拠点の定義に該当する拠点を設定する全2事業を抽出。この事業で扱われた拠点全て。
- 3) 市町村：日本全国の性格の異なる都市を分析するため

全国交通特性調査過去5回全てで対象とされた都市から地方部のものを抽出(表-2). 市町村MPが定める拠点のうち小さな拠点の定義に該当するものを全てを抽出.

の立地点を特定する上では「電子電話帳2013」による住所とGoogle API V3を利用したソフトウェア「AGtoKML」を用い地番レベルの高精度な緯度経度を取得した.

(3) 小さな拠点の中心点と範囲

分析では小さな拠点の中心点とその範囲を客観的に定める必要がある. 本研究では中心点を各対象内における鉄道駅とし, 駅が無い場合は行政機関の支所など小さな拠点を定める事業・計画が中心施設と具体的に明記する施設とした. これらがない場合, 中心となりうる公的施設(役所支所, 学校, 公民館, 郵便局等)とし, こうした施設もない場合は交差点や高速道インターチェンジなどの交通結節点とした. 拠点の範囲は徒歩圏内の観点から中心点から半径500mの範囲内とした.

(4) 分析に用いる変数

小さな拠点の特徴を説明するため表-3に示すとおりa) 商業, b) 飲食, 等幅広い27の変数を整備した. なお施設

4. 小さな拠点の現状と生活利便施設の立地状況

(1) 主成分分析の結果

小さな拠点の特性を示す説明変数を集約するために主成分分析を行った. 結果固有値が1を超える7つの主成分によって累積寄与率が70%を超える説明力が得られ, 各主成分軸を命名した(表-3).

(2) 拠点の類型化結果と考察

分析対象の小さな拠点ごとの主成分得点を用いたクラスター分析によって小さな拠点の類型化を行った結果を, 命名した各類型名称とともに表-4に, 各類型における生活利便施設の存在確率を図-1に示す. なお, 小さな拠点が日常生活の礎としての役割を期待されていることから本研究では生活利便施設立地状況を確認した. なお生活利便施設とは「住宅周辺にある日常生活に必要な諸々の施設」とされるが明確な定義はない. 本研究では宇都宮市の住民アンケート結果<sup>17)</sup>がこれを的確に説明・調査していると判断し, このアンケートで回答者の5%以上が

表-2 都市計画マスタープラン分析対象都市

人口	都市						
5万未満	湯沢	山梨	海南	安来	南国		
5万以上30万未満	弘前	盛岡	上越	松江	徳島	今治	
30万以上	郡山	宇都宮	金沢	岐阜	静岡	高知	熊本 人吉 鹿児島

※「小さな拠点」に該当する拠点を設定する都市に網掛け  
 ※熊本市は現在政令指定都市であるが最新の交通特性調査(平成22年)時点では中核市のため本分析では分析対象とした

表-3 分析に用いる変数と主成分分析による成分行列

説明変数	主成分(注1)							データの出典と時点(注2)	備考	
	I 機能 集積軸	II 鉄道駅 軸	III 文化 施設軸	IV 教育 施設軸	V 道路軸	VI 行政 機能軸	VII 市街化 調整 区域軸			
商業	a1) スーパー数	0.650	0.230	0.185	0.102	0.263	0.007	0.222	電 <sup>(12)</sup>	「デパート・スーパーディスカウントショップ」
	a2) 食料品店数	0.799	0.406	0.081	0.036	0.061	0.156	-0.012		「食料品・嗜好品」
	a3) コンビニ数	0.408	0.656	0.111	0.022	0.097	-0.059	-0.168		「コンビニエンスストア」
飲食	b1) 飲食店 (レストラン等)数	0.897	0.263	-0.118	0.014	0.045	0.065	0.005	電 <sup>(12)</sup>	大分類「飲食店」から下記3分類と「仕出し・弁当・宅配」を除く
	b2) 飲食店(酒場)数	0.870	0.118	-0.204	-0.009	-0.011	0.009	-0.031		「喫茶」「ファーストフード」
	b3) 飲食店(軽食)数	0.766	0.253	0.269	0.136	-0.079	-0.126	-0.219		「スナック・バー」「酒場」
医療	c1) 薬局・薬店数	0.613	0.528	0.305	0.110	0.019	-0.010	-0.175	電 <sup>(12)</sup>	「薬局・薬店」
	c2) 医療機関数	0.628	0.412	0.435	0.144	-0.100	-0.152	-0.258		「病院・医院・クリニック」
業務	d1) 銀行・信金数	0.784	0.400	-0.097	0.016	0.015	0.140	0.041	電 <sup>(12)</sup>	「銀行」「信用金庫」
	d2) 郵便局数	0.298	0.141	-0.247	0.290	0.118	0.376	-0.052		「郵便局」
	d3) 警察消防数	-0.018	0.034	0.128	0.055	0.054	0.777	-0.110		「警察」「消防」
	d4) 行政機関数	-0.023	-0.121	0.401	0.168	-0.140	0.598	-0.011		「本庁」「支所・出張所・連絡所」 「上記以外の行政サービス施設」
文教	e1) 公民館・集会所数	0.092	0.107	0.586	0.104	0.413	0.297	0.084	電 <sup>(12)</sup>	「公立公民館」「集会所」
	e2) 図書館数	0.105	0.076	0.750	0.008	0.041	0.130	-0.014		「図書館」
	e3) 中学校数	-0.078	0.050	0.330	0.715	-0.095	0.107	0.136		「中学校」
	e4) 小学校数	0.097	-0.068	-0.030	0.735	-0.066	0.031	-0.268		「小学校」
	e5) 幼・保育所数	0.282	0.225	-0.103	0.702	0.149	0.164	0.278		「幼稚園・保育園」
	e6) 都市公園数	0.427	0.510	-0.144	-0.072	0.059	0.297	-0.472		「国」都市公園 <sup>(10)</sup>
交通	f1) 鉄道駅数	0.352	0.761	-0.025	0.055	-0.020	0.149	0.008	電 <sup>(12)</sup>	「国」鉄道 <sup>(13)</sup>
	f2) バス停数	0.632	-0.150	0.265	0.102	0.405	-0.001	0.166		「国」バス停留所(概ね <sup>(10)</sup> )
	f3) 国道有無ダミー	0.232	0.077	0.072	-0.229	0.688	0.004	-0.047		「国」道路 国道(高速道路除く)
	f4) 道の駅有無ダミー	-0.185	0.064	0.002	0.136	0.665	-0.018	-0.291		「国」交省「道の駅案内」 <sup>(14)</sup> <a href="http://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/">http://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/</a>
	f5) GS数	0.479	0.205	0.181	0.018	0.047	0.105	-0.463		「国」燃料給油所 <sup>(10)</sup> 「SS」(除LPガススタンド・灯油等燃料販売店)
土地利用	g1) 市街化調整区域ダミー	-0.059	-0.010	0.096	0.039	-0.226	-0.145	0.674	電 <sup>(12)</sup>	各都市の都市計画区域 マスタープラン
	g2) 用途指定ダミー	0.416	0.702	0.051	0.042	0.202	-0.104	0.074		「国」将来推計人口 <sup>(10)</sup>
	h) 拠点人口密度	0.608	0.528	0.291	0.099	-0.046	-0.151	0.051	電 <sup>(12)</sup>	電子電話帳に登録された全施設
	i) 拠点内全会社・法人数	0.879	0.404	0.142	0.098	0.006	0.038	-0.114	電 <sup>(12)</sup>	電子電話帳に登録された全施設
	固有値	7.306	3.362	1.982	1.848	1.526	1.516	1.443		
	寄与率	27.058	12.453	7.342	6.846	5.651	5.613	5.344		
	累積寄与率	27.058	39.512	46.853	53.699	59.350	64.964	70.308		

注1) 0.5以上を網掛け, -0.1未満を下線で示した. 因子抽出法: 主成分分析 / 回転法: Kaiserの正規化を伴うバリマックス法  
 注2) 「国」は国土数値情報, 「電」は電子電話帳2013を示す

表-4 類型別主成分得点

主成分得点 および施設数	N	I	II	III	IV	V	VI	VII	生活 便利 施設数
		機能 集積軸	鉄道駅 軸	文化 施設軸	教育 施設軸	道路軸	行政 機能軸	市街化 調整 区域軸	
A) 地方中心拠点	3	4.916	1.031	-1.992	-0.045	-0.768	-0.933	-1.565	108.0
B) 生活駅中心型拠点	6	-0.338	3.009	-0.448	0.222	0.221	0.573	-0.362	29.0
C) 旧町村中心型拠点	11	0.375	-0.717	0.847	-0.954	0.512	1.203	0.142	15.0
D) 市街化調整区域型拠点	14	-0.001	-0.245	0.186	0.411	-0.251	-0.089	1.868	14.5
E) 道路型拠点	8	-0.134	-0.056	-0.005	-0.515	1.844	-1.341	-0.658	12.0
F) 公的施設型拠点	29	-0.333	-0.270	-0.274	0.552	-0.744	0.708	-0.464	8.0
G) 低集積拠点	33	-0.237	-0.274	-0.358	-0.773	-0.218	-0.616	-0.078	5.0

注)0.5以上を網掛け、-0.1未満を下線で示した。

表-5 類型別生活便利施設存在確率

「居住地周辺に必要な施設」 アンケート結果(注) n=905		説明変数との対応関係	
施設種別	回答者数		
スーパー・ドラッグストア	690	a1	スーパー
		c1	薬局・薬店
銀行・信用金庫	423	d1	銀行・信金
診療所・医院・クリニック	422	c2	医療機関
病院	389		
バス停	333	f2	バス停
コンビニエンスストア	312	a3	コンビニ
郵便局	246	d2	郵便局
小・中学校	209	e3	中学校
		e4	小学校
鉄道駅	173	f1	鉄道駅
百貨店・SC	153	-	(a1スーパーに統合)
ガソリンスタンド	129	f5	GS
市役所・市民センター等	127	d4	行政機関
公園	116	e6	都市公園
飲食店(食事提供有)	106	b1	飲食店(レストラン等)
警察署・交番・消防署等	98	d3-1	警察
		d3-2	消防
幼稚園・保育所	71	e5	幼・保育所
図書館	50	e2	図書館
鮮魚・青果店等商店	49	a2	食料品店

注)宇都宮市アンケートによる

2014年1月10-30日実施、複数回答形式(上限5)

18歳以上の宇都宮市民2,000人対象、回答905人(回収率45.2%)

必要と回答した施設を本研究における生活便利施設として取り扱う(表-5)。これらから以下のことが考察できる。

- 1) 類型Aは機能集積軸で非常に高い値を示し多様な施設の立地と一定の規模があり、「地方中心拠点」に相当する。図-1Aでは業務利用者も多い駅を中心に、必要度の高い施設の立地集積が見られる。
- 2) 類型Bでは鉄道駅軸の値が高く駅を核とした類型となっており「生活駅中心型拠点」とする。図-1Bではf1. 鉄道駅および多くの民間・公的施設の立地が見られる。
- 3) 類型Cは文化施設軸や行政機能軸の値が高く、図-1Cより多くでd4.行政機関が立地する。これらは平成・昭和と大合併前の町村役場を中心とした拠点が多く「旧町村中心型拠点」と言えよう。f1.鉄道駅や、a1スーパー等民間施設の存在確率が低いことも特徴である。
- 4) 類型Dは市街化調整区域軸の値、およびその存在位置から「市街化調整区域型拠点」といえる。
- 5) また、類型Eは道路軸の値が高く、多くに道の駅が立地する「道路型拠点」といえる。図-1Eよりf5.GSやb1. 飲食店(レストラン等)、a2.食料品店等の施設存在確率は高いが公的施設に乏しい。
- 6) 類型F、類型Gはいずれも機能集積軸の値が低い、その内FはIV.教育施設軸や行政施設軸の値が正となることから「公的施設型拠点」といえる。図-1Fよりd4.行

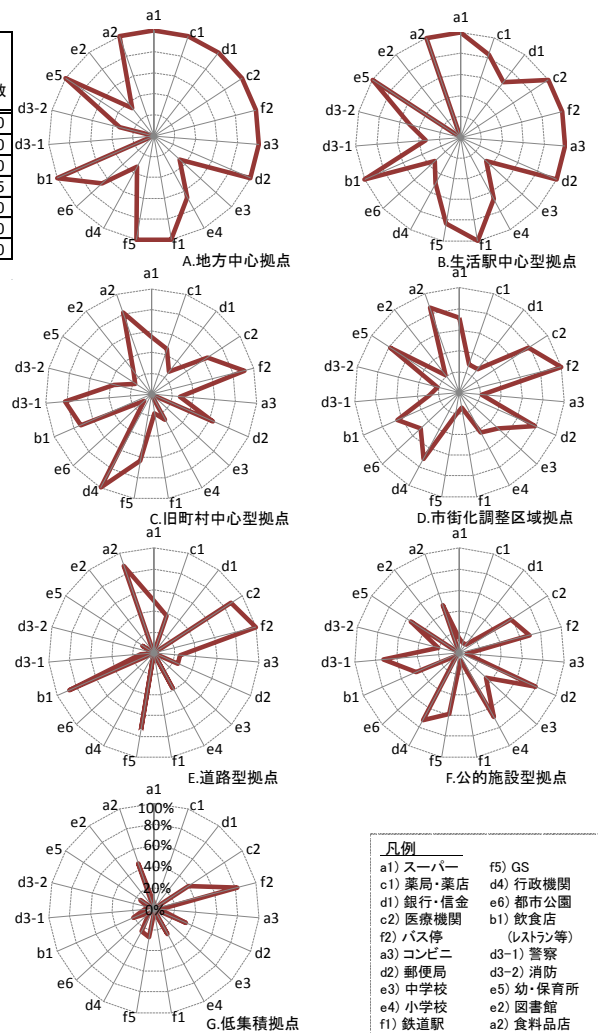


図-1 類型別生活便利施設存在確率

政機関やd2.郵便局は存在確率が高いがa1.スーパー等の民間施設に乏しく立地施設に大きな偏りがある。

- 7) 類型Gは全ての軸において負の値となることから「低集積拠点」とする。図-1Gよりf2.バス停以外の施設の存在確率がすべて5割を切っている。

なお、類型結果の全体を通してみると、同じ設定主体が同じ制度の枠組みで指定した小さな拠点でも必ずしも同じ類型に属するとは限らないことも読み取れる。また、立地ニーズの高いa1.スーパーやc1.薬局・薬店、d1.銀行・信金等の民間施設は立地しにくい反面、d4.行政機関、c2.医療機関、d2.郵便局等の公的な施設は立地しやすいほか、「コンパクト+ネットワーク」が重要なコンセプトである小さな拠点にも関わらず鉄道駅のみならずバス停すら存在せず公共交通によるアクセスの難しい小さな拠点が存在していることもわかる。

## 5. 小さな拠点とその候補地の立地状況

### (1) 分析対象とする地域

今後の国からの財政的支援開始により小さな拠点設

定・形成が全国的に進むと考えられる中で、こういった地区が小さな拠点となる可能性があるのかを検討しておくことは重要である。そのため、本研究では地方部のある日常生活圏において既存の小さな拠点および小さな拠点の候補地を特定することで現状の分析を行った。分析では緊急度の高い地域を対象とするため、過疎という観点から高齢化率の高さにおいて日本一の値を示す「群馬県南牧村」を選定した。分析範囲は日常生活圏とするのが望ましいことから地方自治体における生活の中心と考えられる役所本庁を中心とし、全国パーソントリップ調査における地方部の交通分担率・一人一日当たり総所要時間を参考に 30km 四方の範囲を分析対象とした。

(2) 分析対象とする小さな拠点とその候補地

既存の小さな拠点は市町村 MP・総合計画等および県都市計画区域 MP が定める拠点のうち小さな拠点の定義に該当するものとし、その中心点・範囲は 3. と同様に定めた。小さな拠点候補地は小さな拠点の定義から生活利便施設の集積地で既存の小さな拠点に該当しない地区とした。なお集積の基準を定めるにあたっては 4. の結果を参考とした。表-4 より、施設集積が最も小さい G. 低集積拠点でも中央値で 5 つの生活利便施設が立地している現状から、本章では 5 つ以上の生活利便施設が半径

500m 以内に立地する地区を生活利便施設の集積地とした。その上で中心点を表-5 において必要とする人のより多い施設、範囲を中心点から半径 500m とした。

(3) 小さな拠点とその候補地の立地状況

分析対象地域内において既存の小さな拠点は 3 地区、小さな拠点候補地は 10 地区が特定された。これらの立地を図-2 に示す。なお、生活利便施設は表-5 における施設のうち必要度公共交通を示す指標を除いた上位 10 施設を強調して示している。次に各拠点の特性をより詳細に把握するために 4. の類型への判別を行った。それぞれの小さな拠点について 4. と同様に変数整備と主成分得点の導出を行い、この数値と 4. の類型化結果を用いた判別分析を行った。その結果を示したのが図-2 中の拠点名末尾の記号であり、表-4 の類型記号と対応している。以上の結果から以下のことが考察できる。

- 1) 既存の小さな拠点でも「下仁田 1,2,3」のように近接した地区に設定され、かつ「下仁田 2,3」は G. 低集積拠頭に類型化され機能の集積が小さいものがある。このように既存の小さな拠点でもその機能を果たしにくいと考えられる地区が存在する。
- 2) また「下仁田 3」では計画で地域拠点の中心施設とされた小学校が閉校しているなど計画が現状に追いつい

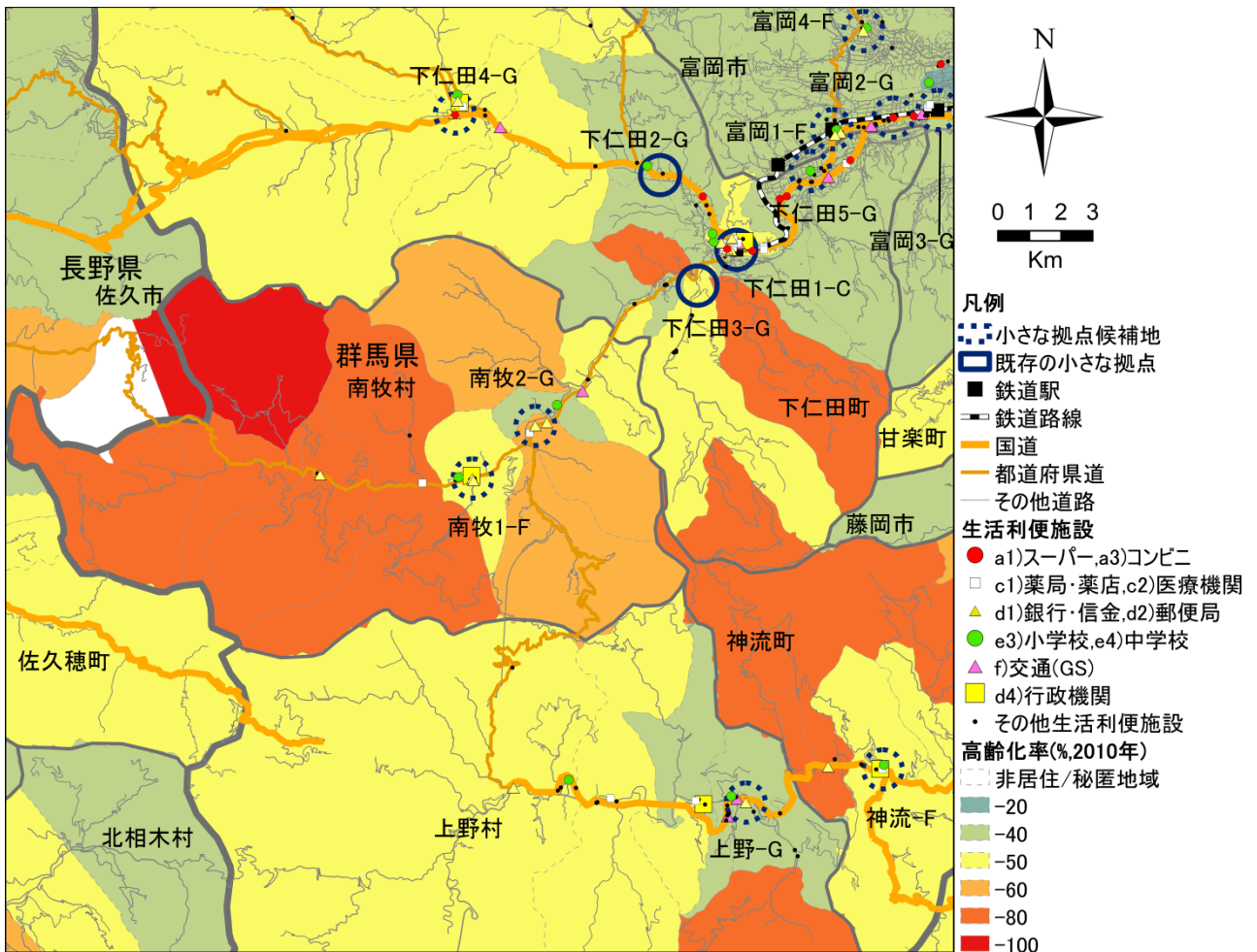


図-2 小さな拠点位置図 (群馬県南牧村周辺)

ていない現状がある。

- 3) 小さな拠点候補地は、拠点設定を行っていない市町村においても 1 地区以上立地する。その多くは既存の類型に判別することが可能であり、「潜在的小さな拠点」であると言える。
- 4) 「下仁田 5」「富岡 1~3」のように幹線道路沿いに線状に生活利便施設が立地する地区がある。これらは塊状に施設が立地する傾向にある他の小さな拠点とは明らかに特性を異にしており、既存の類型とは分けて考えるべきものであるといえる。

## 6. おわりに

本研究の主要な成果は以下の通りである。

- 1) 小さな拠点の類型化により既存の小さな拠点の現状を俯瞰的に示した。
- 2) 設定された小さな拠点は画一的ではなく、立地する施設に偏りやそもそもほとんど存在しない地区もある。
- 3) またこの差は小さな拠点を設定する事業・計画の別に必ずしも合致するものではない。
- 4) 生活利便施設の立地状況からみると小さな拠点には、既存のもの、既存の類型に合致する潜在的なもの、既存の類型とは分けて考えるべきものの 3 種類が存在する。
- 5) 既存の小さな拠点であっても立地する施設や他の小さな拠点との距離からその役割を果たすことが難しいと考えられるものが存在する。
- 6) 小さな拠点候補地の中には幹線道路沿道の商業施設を中心とした集積地のように既存の類型とは必ずしも合致しないために、既存の類型とは分けて考えるべきものが存在する。生活利便施設の集積状況から実質的に小さな拠点と同様の役割を果たしている可能性が考えられ、小さな拠点設定の際はこうした地区の存在を考慮する必要がある。

なお、本研究では小さな拠点の後背地カバー状況や小さな拠点相互の競争・連携関係については分析できていない。また小さな拠点が様々に設定されている現状がある一方で 5. で示したように従来は拠点と認識されていないような地区が小さな拠点設定の意図に反し住民に利用されている可能性は十分考え得る。住民の交通行動等の側面からその利用の実態を明らかにすることは今後の重要な課題である。

## 参考文献

- 1) 国土交通省：国土のグランドデザイン 2050, [http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku\\_tk3\\_000043.html](http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000043.html), 閲覧 2014.12.
- 2) 小田切徳美, 北本政行, 青山彰久, 中塚雅也, 一之瀬友博, 山下良平：第 2 次国土形成計画時代の農村計画を考える, 農村計画学会誌, No.34-1, pp.8-36, 2015.
- 3) 高知県：集落活動センター支援ハンドブック, <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/121501/syuraku-center-handbook.html>, 閲覧 2014.12.
- 4) たとえば, 藤井正, 神谷浩夫編著：よくわかる都市地理学, ミネルヴァ書房, 2014.
- 5) 高見淳史, 室町泰徳, 原田昇, 太田勝敏：センターの階層化と自動車利用削減との関係に関する分析, 日本都市計画学会学術研究論文集, No.32, pp.601-606, 1997.
- 6) 石原周太郎, 服部翔馬, 野嶋慎二(2014)地域拠点の役割と位置づけ方針に着目した都市構造のあり方に関する研究-都市計画マスタープランを策定している全国の中規模都市を対象として-, 都市計画論文集, Vol.49-3, pp.699-704.
- 7) 肥後洋平, 森英高, 谷口守：「拠点を集約」から「拠点を集約」へ-安易なコンパクトシティ政策導入に対する批判的検討-, 都市計画論文集, Vol.49-3, pp.921-926, 2014.
- 8) 森川洋：都市システムの変化と過疎地域対策, 地理学評論, vol. 82-3, pp.167-187, 2009.
- 9) 藤山浩：中山間地域の新たなかたち, 小田切徳美・藤山浩編, 地域再生のフロンティア, 農山漁村文化協会, pp.305-345, 2013.
- 10) 山本祐之, 湯沢昭：道の駅における地域振興機能としての農産物直売所の現状と効果に関する一考察-関東地方の道の駅を対象として-, 都市計画論文集, Vol.47-3, pp.985-990, 2012.
- 11) Avi Friedman: Planning Small and Mid-Sized Towns, Routledge, USA, 2014.
- 12) 森永武男, 有馬隆文, 萩島哲, 坂井猛：生活利便施設の分布から見た生活環境に関する研究, 都市計画学会学術研究論文集, No.35, pp.991-996, 2000.
- 13) 海道清信：人口密度指標を用いた都市の生活環境評価に関する研究-交通生活及び徒歩圏の地域生活施設を中心に-, 日本都市計画学会学術研究論文集, No.36, pp.421-426, 2001.
- 14) 宮木祐任, 根本拓哉, 陳鶴, 谷口守：都市サービスの変遷から見た集落の存立状況-高齢者が容易に歩けるスケールから考える-, 土木学会論文集 D3, Vol.69-5, pp.I\_275-I\_281, 2013.
- 15) 内閣府経済財政諮問会議：経済財政運営と改革の基本方針 2014~デフレから好循環拡大へ~, <http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2014/decision0624.html>, 閲覧 2014.12.
- 16) 全国知事会：先進政策バンク, <http://www.nga.gr.jp/app/seisaku/>, 閲覧 2014.11.
- 17) 宇都宮市：拠点に誘導を図る都市機能について(ネットワーク型コンパクトシティ有識者会議資料), 2014.

(2015.?? 受付)